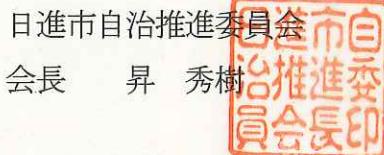


令和2年3月30日

日進市長 近藤 裕貴 様



市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について（答申）

平成30年7月6日付け30日企第415-2号で諮問がありました、「市民参加及び市民自治活動条例（平成24年日進市条例第2号）第27条の規定に基づく協議及び定期的な評価」について、下記のとおり答申します。

記

本委員会において、別添「日進市市民参加及び市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価の検討結果について」とおり検証を行った結果、次のとおり「市民参加」と「市民自治活動の推進」の視点に分けて評価していくことを求めます。

なお、今後も条例の趣旨を踏まえながら、より積極的な市民参加及び市民自治活動の推進に努めることを望みます。

1 市民参加

対象事項の性質ごとに最も効果的かつ効率的な手法によって手続が実施されているかを評価すること。

2 市民自治活動の推進

経年変化把握を必要とする指標以外は、定量的及び定性的な指標を定め、その組み合わせにより評価すること。また、対象に応じた支援等の評価に定量的又は定性的な指標と組み合わせることで詳細に評価・分析することを求めます。